

# STEP2.資産・債務改革の方向性・具体的施策の策定

- 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(地方行革新指針)  
(平成18年8月31日 事務次官通知)

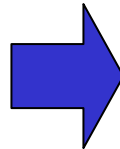
・ 資産・債務管理において、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正管理を一層進めるとともに、国の資産・改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内(→平成21年)に策定することを要請

## 資産・債務改革の方向性・具体的施策定時の観点(主に資産について)


売却可能資産以外について、どのように方策を策定するか、具体的な指示はないが、公会計の目的や効果から、以下のような観点での取り組みが考えられる。

### 公会計の目的・効果

- 現行の会計制度では把握困難な資産・債務のストック情報の開示
- 地方公営企業、地方公社及び第3セクター等の財務状況を全体として表示
- 施策別、事業別のマイクロベースの分析 → 事業ごとの受益者負担のあり方の検討
- モノとして管理してきた公有財産の、財産価値としての把握(価格情報の台帳への整備)
- 全庁的な遊休資産の把握 → 未利用、低利用財産の売却、多目的への活用を促進させる効果
- 保有資産の管理の実効性を高める効果(老朽度の個別及び全体としての把握)



### 求められる観点

- ◎ ストック情報に基づく将来シミュレーション 
- ◎ 連結財務書類の活用
- ◎ 施策別、事業別の財務書類分析(施設間比較)
- ◎ 適正な価値把握に基づくストック情報の整備
- ◎ 売却可能資産の有効活用、処分
- ◎ 減価償却に基づく計画的な維持・修繕